

厚生労働省山口労働局発表
平成30年8月6日(月)

担 当	厚生労働省山口労働局労働基準部賃金室	
	室長	栗山修一
	賃金室長補佐	山本仁美
	電話	083-995-0372

平成30年度山口県最低賃金は「時間額802円」

— 時間額表示となってから最高の引上げ額 —

山口地方最低賃金審議会(会長 ^{いで やすしげ}井出 泰成)は、山口労働局長(^{かねざし よしゆき}金刺 義行)から「山口県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、調査審議を重ねた結果、8月6日(月)、山口労働局長に対して「時間額802円」とする旨の答申を行った。

「時間額802円」は、現行の山口県最低賃金(777円)を「25円」引上げるものであり、本答申どおりに改正決定された場合、引き上げ率は約3.2%となる。

「25円」引上げは、山口県最低賃金が時給で決まるようになった平成14年度以降最高の引上げ額である。

なお、山口地方最低賃金審議会(公益代表・労働者代表・使用者代表の3者による構成)においては、去る7月26日に中央最低賃金審議会から示された目安(山口県の場合25円引上げ)を参考にしつつ、県内の様々な事情を総合的に勘案して慎重に審議され、答申がまとめられたものである。

今後は、答申の内容についての異議申出に関する手続(期限8月21日)等を経て、山口県最低賃金が改正決定され、発効は10月1日を予定している。

[参考;山口県最低賃金額並びに対前年度上昇率及び上昇額]

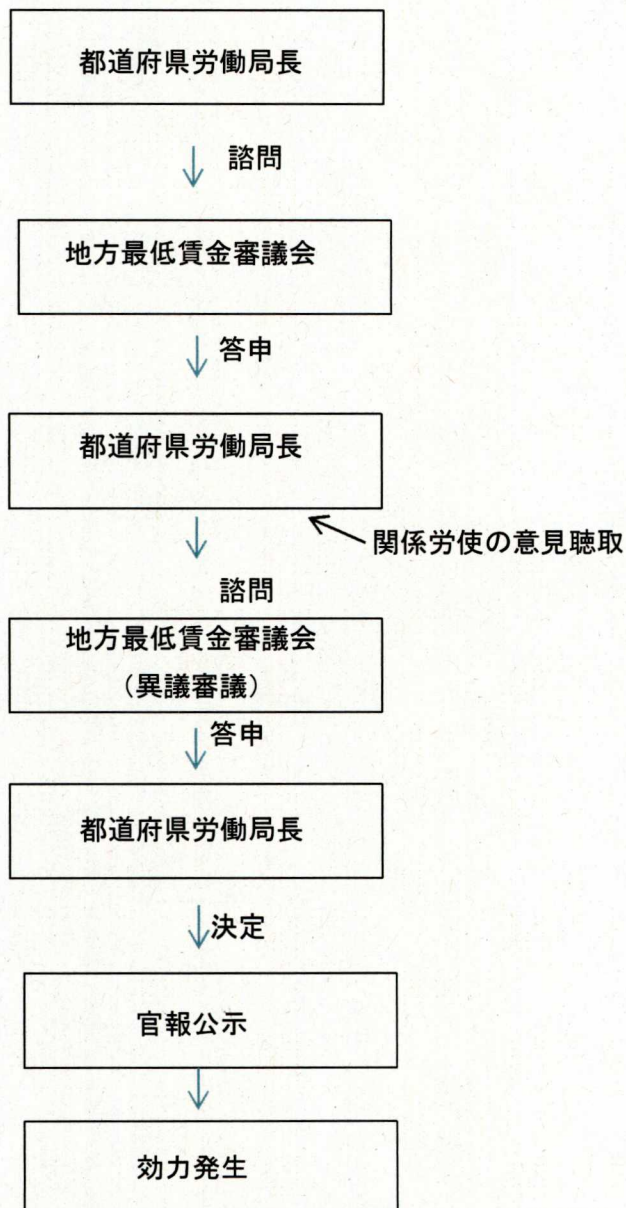
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
最低賃金額	715円	731円	753円	777円	802円
対前年度上昇率	2.0%	2.2%	3.0%	3.2%	3.2%
対前年度上昇額	14円	16円	22円	24円	25円

最低賃金の改定について

最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分に参考にしながら審議を行い決定します。

地域別最低賃金については、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地方最低賃金審議会（公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員で構成）での地域の実情を踏まえた審議・答申を得た後、異議申出に関する手続を経て、都道府県労働局長により決定されます。

地域別最低賃金決定の流れ



公示の日から30日経過後又は
公示の日から30日を経過後で
指定する日